

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
緊急生活支援事業説明書及び申請書

3枚複写
原本
(本人控え)
(所管課控え)

この事業は、(神栖市社会福祉協議会緊急生活支援事業実施要項に基づき)緊急且つ一時的な生活困窮状態にある世帯に対して、食材の現物や供給停止状態もしくはそのおそれのある水道光熱費等の費用の立替を、一ヶ月の生活維持を目安として支援する事業(1回限り)です。

就業による給与所得が得られた場合や、年金の受給・生活保護の決定により保護費を受給した場合など、返済できる状況となったときには返済して頂きます。また借用金額の全額を完済された際は、借用書を返還致します。支援した食材等の変更、買い取りはできませんのでご了承ください。

相談支援にあたり、本会の「個人情報保護規程」に則り、必要となる関係機関(者)と情報を共有して支援します。

私は上記の説明を受け、内容に同意し申請します。

年 月 日
申請者氏名 印

借 用 書

金額

(但し、緊急生活支援として)

内訳:

上記の通り借用致しました。返済できる状況となったときには、遅滞なく返金致します。

年 月 日

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会会長 殿

住所:神栖市溝口1746-1 保健・福祉会館内
電話:0299-93-0294

借受人 住所

氏名 印

※現金での返済確認欄

日付	返済金額	残金	受付者	備考

振込による返金(振込 手数料は本人負担)	常陽銀行 神栖支店 普通口座 6139123 口座名義 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 会長 石田 進
-------------------------	--